

災害により被災した被保険者等の一部負担金等及び 保険料の取扱い等に係る実施要領

災害による被災世帯の健康保険被保険者等に係る一部負担金等、健康保険料及び被災事業所の保険料について、下記のとおり対応します。

記

1. 対象者

- (1) 災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者とその被扶養者で、災害により次のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半焼した方
 - ② 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 上記①～③に準じた事情がある方
- (2) 災害救助法の適用市町村に住所を有し、被災した事業所

2. 対応・適用内容

- (1) 被災被保険者等の一部負担金、食事療養費標準負担額、生活療養費標準負担額等の自己負担金が免除されます。
- (2) 被災した事業所及び任意継続被保険者に対する健康保険料は、納付期限の延長及び納付が猶予されます。
- (3) 被災被保険者等が保険証等を紛失した場合は、申請に応じて速やかに再交付します。
また、保険証等の紛失により、医療機関に提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名を窓口で申し出ることにより受診することができます。

3. 手続方法

- (1) 一部負担金等の免除を受けるためには、「健康保険一部負担金等免除申請書」に「罹災証明書」等を添付し、当健保組合に「免除証明書」の申請をして下さい。
- (2) 健康保険料の納付期限の延長や納付猶予を受けるためには、「保険料等の納付の猶予申請書」に「罹災証明書」等を添付し、当健保組合に提出して下さい。
- (3) 保険証等の再交付は、「被保険者証・高齢受給者証再交付申請書」により当健保組合に申請して下さい。

<お問い合わせ先>

〒379-2147

前橋市亀里町1310番地

群馬県農業団体健康保険組合

電話：027-220-2170(担当：石井)